

Q 事業承継 必要な準備は?

自分が設立した会社で、社長として長く働いてきました。まだまだ現役で頑張るつもりですが、最近新聞などで「事業承継」という言葉をたびたび目に見て、対策が必要に思えてきました。具体的には何をすれば良いのでしょうか。

法律 相談室

事業承継対策は、事業を新たなステージに進ませる「第2創業」としての体制・基盤作りのため、あるいは現経営者の事故や病気など不測の事態によって会社の身動きがとれなくなってしまわないよう、事前に備えておくためのものです。

具体的な対策は、経営を誰

に引き継ぐかによって変わります。現経営者の子供など親族に引き継ぐのであれば、会社の株式を後継者に引き継げるよう、遺言や売買、贈与といった相続対策に近い手法をとります。ただ、例えば遺言は、法令で定められた形式に沿っていなければ無

効とされてしまう可能性があるため、注意が必要です。

一方、従業員や社外の第三者に引き継ぐ場合は、M&A（企業の合併・買収）に近い手法をとります。株式の売却や事業譲渡といった手段が考えられますが、株主総会の決議や債権者保護の手続きなら、会社法と

事業承継を含む中小企業向けの法律相談についても、「ひまわりほっとダイヤル」（0570・001・240）という専用窓口もあります。事業承継対策では、会計や税務の観点からの検証が必要になることもあります。疑問点があるので、

をお勧めします。

事業承継を含む中小企業

への法律相談について

は、「ひまわりほっとダイ

ヤル」（0570・001・240）という専用窓口

もあります。事業承継対策

では、会計や税務の観点か

らの検証が必要になること

もあるので、疑問点がある

法的手順を踏まって対策

いう法律に定められた手順を経なければいけません。

いざれにしても法令や裁判例に反してしまふと、せ

場合はそれぞれの専門家に相談しましょう。

（回答）今井丈雄弁護士



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。